

退職一時金等の返還

1 返還対象者

次に掲げる退職一時金等の支給を受けた者が、退職共済年金又は障害共済年金を受ける権利を有することとなったときに、当該退職一時金等の返還義務が発生します。

- (1) 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号）第1条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定による退職一時金
- (2) 昭和42年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和54年法律第76号）第2条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法（昭和31年法律第134号）第54条の規定による退職一時金
- (3) 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）第2条第1項第14号に規定する退職給与金（当該退職給与金の基礎となった年金条例職員期間が施行法第7条第1項第1号の期間に該当するものに限る。）
- (4) 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）第2条第1項第17号に規定する共済条例の退職一時金（当該共済条例の退職一時金の基礎となった旧長期組合員期間が施行法第7条第1項第2号の期間に該当するものに限る。）
- (5) 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）第2条第1項第3号イに規定する旧市町村共済法の規定による退職一時金（当該退職一時金の基礎となった期間が施行法第7条第1項第2号の期間に該当するものに限る。）
- (6) 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）第2条第1項第36号に規定する国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）による改正前の国家公務員共済組合法（昭和23年法律第69号）の規定による退職一時金（当該退職一時金の基礎となった期間が地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）第7条第1項第2号の期間に該当するものに限る。）

(注) (3)の「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）第2条第1項第14号に規定する退職給与金」には、恩給法による一時恩給を含む。

2 返還額の算定方法

(1) 前記1の(1)、(2)、(5)及び(6)の退職一時金に係る返還額

退職一時金の額に利子に相当する額を加えた額とされており、この利子に相当する額は当該一時金の支給を受けた日の属する月の翌月から退職共済年金等を受ける権利を有することとなった日の属する月までの期間に応じ、複利計算の方法によるものとされています。

なお、この場合の複利計算に係る利率は、下表のとおりです。

期 間	利率（年利）
平成13年3月まで	5.5%
平成13年4月から平成17年3月まで	4.0%
平成17年4月から平成18年3月まで	1.6%
平成18年4月から平成19年3月まで	2.3%
平成19年4月から平成20年3月まで	2.6%
平成20年4月から平成21年3月まで	3.0%
平成21年4月から平成22年3月まで	3.2%
平成22年4月から	1.8%

参考 退職一時金の返還額の計算(昭和53年6月に退職一時金を受給した場合)

【返還額】

$$\begin{aligned} &= \underbrace{\text{〇〇〇〇円}}_{\text{① 退職一時金の額}} \times \underbrace{\left(1 + 0.055\right)^{273/12}}_{\text{② 平成13年3月までの元利相当額計算}} \times \underbrace{\left(1 + 0.04\right)^{48/12}}_{\text{③ 平成13年4月以後の元利相当額計算}} \\ &\times \underbrace{\left(1 + 0.016\right)^{12/12}}_{\text{④ 平成17年4月以後の元利相当額計算}} \times \underbrace{\left(1 + 0.023\right)^{12/12}}_{\text{⑤ 平成18年4月以後の元利相当額計算}} \\ &\times \underbrace{\left(1 + 0.026\right)^{12/12}}_{\text{⑥ 平成19年4月以後の元利相当額計算}} \times \underbrace{\left(1 + 0.030\right)^{12/12}}_{\text{⑦ 平成20年4月以後の元利相当額計算}} \\ &\times \underbrace{\left(1 + 0.032\right)^{12/12}}_{\text{⑧ 平成21年4月以後の元利相当額計算}} \times \underbrace{\left(1 + 0.018\right)^{X/12}}_{\text{⑨ 平成22年4月から平成23年3月までの元利相当額計算}} \\ &= \underbrace{\text{〇〇〇〇円}}_{\text{①}} \times \underbrace{3.3805974}_{\text{②}} \times \underbrace{1.1698586}_{\text{③}} \times \underbrace{1.016}_{\text{④}} \times \underbrace{1.023}_{\text{⑤}} \times \underbrace{1.026}_{\text{⑥}} \times \underbrace{1.03}_{\text{⑦}} \times \underbrace{1.032}_{\text{⑧}} \\ &\quad \times \underbrace{\left(1.018\right)^{X/12}}_{\text{⑨}} \\ &= \underbrace{\text{〇〇〇〇円}}_{\text{①}} \times 4.4829144 \times \left(1.018\right)^{X/12} \end{aligned}$$

※ 平成22年3月に退職共済年金の受給権が発生したとした場合は、元利金込みの額として(〇〇〇〇円 × 4.4829144)円となりますが、平成22年4月以後に退職共済年金の受給権が発生する場合は、「× (1.018)^{X/12}」が加算されます。

① 退職一時金の額

昭和53年6月に支給された退職一時金の金額が入ります。

② 平成13年3月までの元利相当額計算

前記①の一時金の返還に係る元利計算です。

退職一時金の返還額に係る利息の計算は、退職一時金の支給を受けた日の属する月の翌月から退職共済年金の受給権発生した日の属する月までで算定することとされていますが、平成13年3月までは利息が「5.5%」であったため、分けて計算しています。

「273/12」は、利息計算は月ごとに算定することとされていますが、分母の「12」は1年=12月を示し、「273」は、退職一時金の支給を受けた日の属する月の翌月である昭和53年7月から平成13年3月までの月数を示します。

③ 平成13年4月から平成17年3月までの元利相当額計算

前記①の一時金の返還に係る元利計算で、前記②の期間の後の平成13年4月から平成17年3月までの利息「4.0%」の期間に係るものです。

「48/12」の分子「48」は、平成13年4月から平成17年3月までの月数を示します。

④ 平成17年4月から平成18年3月までの元利相当額計算

前記①の一時金の返還に係る元利計算で、前記③の期間の後の平成17年4月から平成18年3月までの利息「1.6%」の期間に係るものです。

「12/12」の分子「12」は、平成17年4月から平成18年3月までの月数を示します。

⑤ 平成18年4月から平成19年3月までの元利相当額計算

前記①の一時金の返還に係る元利計算で、前記④の期間の後の平成18年4月から平成19年3月までの利息「2.3%」の期間に係るものです。

「12/12」の分子「12」は、平成18年4月から平成19年3月までの月数を示します。

⑥ 平成19年4月から平成20年3月までの元利相当額計算

前記①の一時金の返還に係る元利計算で、前記⑤の期間の後の平成19年4月から平成20年3月までの利息「1.6%」の期間に係るものです。

「12/12」の分子「12」は、平成19年4月から平成20年3月までの月数を示します。

⑦ 平成20年4月から平成21年3月までの元利相当額計算

前記①の一時金の返還に係る元利計算で、前記⑥の期間の後の平成20年4月から平成21年3月までの利息「3.0%」の期間に係るものです。

「12/12」の分子「12」は、平成20年4月から平成21年3月までの月数を示します。

⑧ 平成21年4月から平成22年3月までの元利相当額計算

前記①の一時金の返還に係る元利計算で、前記⑦の期間の後の平成21年4月から平成22年3月までの利息「3.2%」の期間に係るものです。

「12/12」の分子「12」は、平成21年4月から平成22年3月までの月数を示します。

⑨ 平成22年4月以後の元利相当額計算

前記①の一時金の返還に係る元利計算で、前記⑧の期間の後の平成22年4月以後の利息「1.8%」の期間に係るものです。

「X/12」の分子「X」は、平成22年4月以後退職共済年金等の受給権が発生するまでの月数を示します。

(この説明は、平成22年4月現在の状態で説明しておりますので、それ以後利息の変動がありましたらご了承ください。)

(2) 前記1の(3)の退職給与金に係る返還額

旧施行日の前日に年金条例職員であった者にあつては、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）第4条及び第5条第1項の規定の適用がなかったものとし、かつ、その者が受けた退職給与金を同日に適用を受けていた退職年金条例に係る退職給与金とみなした場合に、同日に年金条例職員以外の職員であった者にあつては、旧施行日以後の組合員であった間、同日以後の組合員期間の直前のその者が受けた退職給与金の基礎となった年金条例職員期間に係る年金条例職員であったものとみなし、かつ、その者が受けた退職給与金を当該年金条例職員期間に係る退職年金条例の規定による退職給与金とみなした場合に、それぞれ当該退職年金条例が次のアからウまでに掲げる退職年金条例のいずれの区分に属するかに応じ当該アからウまでに定める金額とされています。

ア 恩給組合条例

当該恩給組合条例の規定により再就職後の退職に係る退職年金から控除すべきこととなる金額の18倍に相当する金額（当該恩給組合条例において15分の1に相当する金額を控除することとされている場合には、15倍に相当する金額）

イ 恩給組合条例以外の退職年金条例で恩給法第64条ノ2ただし書の規定に相当する規定が設けられているもの

当該規定により返還すべきこととなる金額

ウ 前記ア及びイに掲げる退職年金条例以外の退職年金条例

当該退職年金条例において恩給法第64条ノ2のただし書の規定と同一の規定が設けられているものとみなした場合に当該規定により返還すべきこととなる金額

(3) 前記1の(4)の退職一時金に係る返還額

ア 旧市町村共済法の適用を受けていた者

旧施行日の前日に旧市町村共済法の規定の適用を受けていた者にあつては、その者が受けた共済条例の退職一時金を旧市町村共済法の退職一時金とみなした場合に、前記(1)により返還すべきこととなる金額とされています。

イ 前記ア以外の者

旧施行日の前日に共済条例の適用を受けていた者にあつては、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）第4条及び第6条第1項の規定の適用がなかったものとし、かつ、その者が受けた共済条例の退職一時金を同日に適用を受けていた共済条例の退職一時金とみなした場合に、旧施行日の前日に旧長期組合員以外の職員であった者にあつては、旧施行日以後の組合員であった間、同日以後の組合員期間の直前のその者が受けた共済条例の退職一時金の基礎となった旧長期組合員期間に係る旧長期組合員であったものとみなし、かつ、その者が受けた共済条例の退職一時金を当該旧長期組合員期間に係る共済条例の規定による共済条例の退職一時金とみなした場合に、それぞれ当該共済条例が次の①から③までに掲げる共済条例のいずれの区分に属するかに応じ当該①から③までに定める金額とされています。

- ① 旧市町村共済法第41条第4項の規定に相当する規定が設けられている共済条例
その者が受けた共済条例の退職一時金を旧市町村共済法の退職一時金とみなした場合に前記(1)により返還すべきこととなる金額
- ② 恩給法第64条ノ2ただし書の規定に相当する規定が設けられている共済条例
当該規定により返還すべきこととなる金額
- ③ 前記①及び②に掲げる共済条例以外の共済条例
当該共済条例において旧市町村共済法第41条第4項の規定と同一の規定が設けられているものとみなし、その者が受けた共済条例の退職一時金を旧市町村共済法の退職一時金とみなした場合に前記(1)により返還すべきこととなる金額

(4) 返還すべき金額が1,000円未満である場合の取扱い

前記(1)から(3)までにより返還すべき金額を算定した場合において、その金額が

1,000円未満であるときは返還は要しません。

(5) 2以上の退職一時金等を受けた場合の取扱い

2以上の退職一時金等の支給を受けた場合には、当該一時金等のそれぞれについて返還すべき金額を計算します。

3 遺族共済年金の受給権者の退職一時金等の返還

遺族共済年金受給権者についても前記2の方法により、死亡した者が返還すべきであった金額（既に返還された金額を除く。）を返還しなければならないこととなっています。

4 返還の方法

前記1から3による退職一時金等の返還は、退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金を受ける権利を有することとなった日の属する月の翌月から1年以内に、一時に又は分割して行わなければならないこととされています。

ただし、退職共済年金等の受給権者が、その返還すべき金額を退職共済年金等の支給額から控除することにより返還する旨を当該退職共済年金等を受ける権利を有することとなった日から60日以内に組合に申し出たときは、当該退職共済年金等の支給期月ごとの支給額の2分の1を限度として返還すべき金額に達するまで順次控除していくこととされています。